

東海第二発電所 発電用原子炉設置変更に係る 経理的基礎について

平成29年11月14日

日本原子力発電株式会社

1. 審査事項

審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等
原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)について その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること。	(イ)今回の原子炉施設の変更に係る・重大事故等対処施設他設置工事に要する資金は、合計約1,740億円である。 (ロ)工事資金については、自己資金及び借入金により安定的に確保しており、今後も自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。	○添付書類三 1. 変更の工事に要する資金の額 本変更に係る重大事故等対処設備他設置工事に要する資金は、合計約1,740億円である。 2. 変更の工事に要する資金の調達計画 自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。

2. 資金調達実績及び計画

- 東日本大震災後を含めた平成21年度から平成28年度までの総工事資金合計は3,433億円(燃料代金を含む。工事費のみでは2,589億円)であり、今回の変更の工事資金1,740億円を上回る総工事資金を自己資金、借入金及び社債により確保している。
- 平成29年度以降についても、自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。